熊本学園大学内部質保証推進規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本学園大学学則第1条、熊本学園大学大学院学則第2条及び熊本学園大学専門職大学院学則第2条に定める目的及び使命を達成するために、熊本学園大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組み(以下「内部質保証」という。)を構築し、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、学部、大学院研究科、図書館、産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、e-キャンパスセンター、スポーツ振興センター、高度学術研究支援センター、教育センター、インクルーシブ学生支援センター、ボランティアセンター、地域連携センター、各種委員会及び事務局等をいう。

(内部質保証推進委員会の設置)

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、本学に熊本学園大学内部質保証推進委員会(以下「推進委員会 という。)を置く。

(内部質保証の方針)

- 第4条 内部質保証の方針は、推進委員会において策定する。
- 2 内部質保証の方針については、別に定める。

(推進委員会の構成)

- 第5条 推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学長室長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は、学長をもってこれに充てる。
- 3 推進委員会は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 学長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進委員会の審議事項)

- 第6条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 内部質保証に関すること
 - (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること
 - (3) 自己点検・評価結果の点検及び調整に関すること
 - (4) 自己点検・評価結果に基づく検証及び改善・向上に関すること
 - (5) その他自己点検・評価に係る重要事項に関すること

(自己点検・評価の実施)

- 第7条 自己点検・評価の実施は、自己点検・評価委員会(以下「評価委員会」という。)が担う。自 己点検・評価の実施については、「熊本学園大学自己点検・評価規程」の定めるところによる。
- 2 推進委員会は、自己点検・評価に係る基本方針を策定し、評価委員会に対して自己点検・評価の実施を指示するものとする。

(改善指示)

第8条 推進委員会は、評価委員会の報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、期限を定めて、 改善の指示を部局に対して行うものとする。

(改善活動及びその報告)

- 第9条 部局は、改善の指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を推進委員会に 報告しなければならない。
- 2 推進委員会は、部局から改善に関する報告を受けたときは、改善結果とともに、学長の指示に基づいた改善活動が行われたかについて検証し、当該年度の自己点検・評価及び改善結果について常任理 事会に報告を行うものとする。
- 3 部局は、自己点検・評価の結果に基づき、改善する事項について計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の公表)

第10条 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善・改革 状況の透明性を担保するものとする。

(外部評価)

- 第11条 自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、学外者による評価(以下「外部評価」という。)を受けるものとする。
- 2 学長は、外部評価の結果を尊重し、内部質保証の推進に努めるものとする。
- 3 外部評価に係る詳細については、別に定める。

(事務)

第12条 内部質保証に関する事務は、総務部の所管とし、学長室長を幹事とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和6年4月1日から施行する。